

協定に基づく外国学会との交流規程細目

(総 則)

第1条 本規程細目は、交流協定書の締結に基づいた外国学会との交流に係わる基本的な事項について定める。

(協定交渉の基本方針)

第2条 外国学会との交流は対等互惠を原則とする。したがって、費用などについても自己負担を原則とし、援助的なものは対象としない。

(協定の内容)

第3条 外国学会との交流協定書の内容は、双方の要望や対応能力を考慮して、次のいずれかとする。

- 一 学会刊行物の交換、および大会等の参加費の自国並の恩典
- 二 一に加え、役員レベルの大会等への出席、国際会議の協賛
- 三 二に加え、国際会議の共催

(協定書締結の手続き)

第4条 交流協定書は、あらかじめその構想について、国際活動委員会の承認を必要とする。

- 2 交流協定書の締結には、国際活動委員会の承認を必要とする。
- 3 交流協定書の署名は、会長が行う。
- 4 国際活動委員会は第1項、第2項の承認を行った場合は、それぞれ遅滞なく、その旨を理事会に報告する。

(協定書の履行)

第5条 交流協定書に基づく具体的な活動の推進は、国際活動委員会の所管とする。

(その他)

第6条 既存の交流協定書の内容が第2条、第3条と異なるものについては、機会をみて協定の見直しを行うものとする。

(付則)

1. 本規程細目は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本規程細目は平成3年5月24日より施行する。
3. 本規程細目は平成11年4月19日、理事会において承認。
4. 本規程細目は平成18年12月21日、国際活動委員会において一部改正。